

候補者（山田太郎さん）に関する照会書

※候補者の方が記載してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

候補者の氏名 山田太郎

印

1 本人と日常の交流状況（面会、介護、援助、事務等）

仕事が休みである週末には、妹と一緒に面会に行っている。

2 あなたが候補者となった理由（複数回答可）

- 本人と同居している 他に適任者がいない 親族と協議した結果
 その他（ ）

3 あなたの現在の生活状況・健康状態など

(1) 住所及び連絡先の電話番号

申立書記載のとおり

次のとおり

〒 —

住所：

平日昼間の連絡先：電話 () (携帯・自宅・勤務先)
(※ 裁判所名で電話してもよい・差し支える)

(2) 職業（職種、勤務先、勤務先での役職など）

会社員 (株)〇〇商会 営業課長

(3) あなたの家族（同居している方のみ記入）

氏名	年齢	続柄	職業
山田美智子	44	妻	主婦
山田正義	23	子	会社員
山田 恵	16	子	高校生

(4) あなたの最近の健康状態

- 普通の健康体である
 具合が悪い（具体的な症状：
 通院治療中（以下に病名、病院名、通院の頻度について書いてください。）

高尿酸血症（痛風）及び高脂血症により月1回程度通院、服薬中

(5) あなたの経歴（最終学歴・職歴（主要なもの））について書いてください。

年月日	経歴事項	年月日	経歴事項
○・○・○	○○高等学校（卒業・中退）	・・	
○・○・○	(株)○○入社	・・	
○・○・○	同社退職	・・	
○・○・○	(株)○○商会入社	・・	
・・・	現在に至る	・・	

4 あなたの収入、財産状況

収入、負債、保証債務については裏付けとなる資料（源泉徴収票、確定申告書、借用証書、住宅ローンの返済予定表、保証契約書など）のコピーを付けてください。

(1) 収入（税込）

- 給与収入 年収 600万円 年金収入 年収 _____ 円
 不動産収入 年収 _____ 円 その他 年収 _____ 円

(2) 所有する財産

- 預貯金 合計 900万円 有価証券（評価総額 _____ 円）
 不動産 土地1筆（宅地1筆、田畠 _____ 筆、その他 _____ 筆）家屋1棟

(3) 負債（借金）

- なし
 以下の負債あり
 住宅ローン（残高 450万円 【毎月：9万円 / 賞与月：23万円】）
 他の負債（負債の種類 _____ / 負債残高 _____ 万円）
 保証債務（具体的に _____ ）

(4) 本人との金銭の貸し借り、担保提供、保証関係、清算を要する立替えなど
※ 「あり」の場合、関係書類（借用書、担保権設定契約書、保証に関する書類、領収書、立替払いを示す領収書・出納帳等）のコピーを付けてください。

貸借関係 ■ なし □ あり（具体的に）

担保提供 ■ なし □ あり（具体的に）

保証人関係 ■ なし □ あり（具体的に）

立替払い なし あり(具体的に 入院費用の立替分50万円)

5 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

■ いずれにも該当しない。

□ 次の者に該当する。

□ 家庭裁判所で成年後見人等を解任されたことがある

□ 破産宣告を受けたことがある

□ 本人に対して訴訟をしたことがある

□ 本人に対して訴訟をしたことがある人の（□ 配偶者 □ 親 □ 子）である

6 本人の財産状況と身上監護状況に対する今後の方針、計画

現状を維持する（本人の財産状況、身上監護状況を変える予定はない）

- 以下のとおり、財産状況を変化させる予定がある
(以下、具体的な内容を書いてください。)

昨年11月に本人の兄が亡くなり、本人が相続人の1人であり、その法定相続分は3分の1である。法定相続分である預金約320万円を取得予定である。

なお、本人の症状が比較的安定してきたので、病院から有料老人ホームに移転する予定であり、ホーム入所時に頭金200万円を支出予定である。

また、私が立て替えた本人の入院費用50万円を清算の予定である。この入院費用に関する領収証は私が保管しているため証拠として提出します。

- 以下のとおり、身上監護の状況を変化させる予定がある
(現在の病院・施設からの転院等の予定があれば、具体的

上記のとおり本人の症状が比較的安定してきたので、病院から有料老人ホームに移転する予定である。

有料老人ホームの所在地は○○県○○市○○ 1-2-3
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

7 家庭裁判所があなた以外の方を後見人・保佐人・補助人に選任するかもしれないことをご存知ですか。

■ 承知している

□ 承知していない（初めて知った）

8 成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任についてご存知ですか。

□ 理解している

■ 次のことがわからない、又はもっと知りたい

おおむね理解している。ところで、かつて後見人が本人の財産を使い込んで有罪判決を受けた新聞記事を読んだことがある。そのような新聞記事等があれば、是非見せていただきたい。